

三鷹市教育支援プラン 2022

(第2次改定)

障がいのある子もない子も
学校・家庭・地域の力を得て
次代を担う人として
心豊かに育っていくことを
支援するためのプラン

令和2年3月
三鷹市教育委員会

はじめに

三鷹市教育委員会は、「三鷹市教育ビジョン 2022」のもとに、全市を挙げて「人間力」「社会力」の育成を目指し、コミュニティ・スクールを基盤とする小・中一貫教育を展開しています。この中で、わが国では通常「特別支援教育」と言われる一人ひとりのニーズに応じた支援は、「特別」なことではなく、通常の学級の教員が主体的に行う「当たり前」の指導と支援として捉え、多様な教育的ニーズに対応し、子どもたちの個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進を目指しています。

これまで、三鷹市では「障がいのある子もない子も学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援する」ために、特別支援教育推進計画として「三鷹市教育支援プラン」（第一版）を平成 19 年 6 月に策定しました。一方、国においては、平成 19 年に学校教育法を改正し、いわゆる「特殊教育」から「特別支援教育」への発展的な転換が行われ、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」を批准しました。共生社会の実現に向けて、障がいのある人の権利を尊重し、保障する取り組みを強化していく中で、平成 26 年に障害者総合支援法、平成 28 年には障害者差別解消法が施行されました。

そして、平成 30 年 8 月の学校教育法施行規則等改正に当たり、小・中学校においては、特別支援学級（三鷹市では教育支援学級）及び通級による指導を受ける児童・生徒について、個別の教育支援計画を作成することが省令に規定され、今般の新学習指導要領の公示にあたっては、小・中学校通常学級で行う各教科等において、障がいのある児童・生徒についての指導計画立案の必要性や具体的な指導内容等が公表されました。

「三鷹市教育支援プラン 2022（第 2 次改定）」は、これらの国及び都の動向とともに、同時に改定される三鷹市教育ビジョン 2022（第 2 次改定）との連携のもと、今までの理念や成果を継続しながら、さらなる教育支援の展開を図るために、多くの幼児・児童・生徒の保護者を始めとする市民、学校職員からの意見をいただき、時点修正したものです。

今後も、福祉・保健・医療等、関係機関との連携・協力はもとより、広く、保護者、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和 2（2020）年 3 月

三鷹市教育委員会

<用語について>

国や東京都は「特別支援教育」という名称を用いていますが、三鷹市では一人ひとりのニーズに応じた支援は「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え、「教育支援」と呼んでいます。

また、「特別支援学級」については「教育支援学級（固定制）」、「通級指導学級」については「教育支援学級（通級制）」という名称を用いています。

各校の校内委員会の中心となる、国や東京都における「特別支援教育コーディネーター」は、「教育支援コーディネーター」と呼んでいます。

東京都の「特別支援教室」についても、三鷹市では、「校内通級教室」という名称を用いています。

目次

I	三鷹市教育支援プラン 2022 の第 2 次改定に向けて……………	1
1	三鷹市教育支援プラン 2022 の施策の方向	
2	三鷹市教育支援プラン 2022 の位置付け	
3	第 2 次改定の基本的な考え方	
4	三鷹市教育支援プラン 2022（第 1 次改定）の達成状況	
5	計画期間	
II	教育支援を通して育成したい力……………	4
1	三鷹市教育ビジョンが目指す子ども像	
2	教育支援を通して育成したい力	
III	基本方針……………	6
IV	三鷹市教育支援プラン 2022（第 2 次改定）の体系 ……	7
V	具体的な施策	
	基本方針 1 ……	9
1	支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の充実	
2	一人ひとりの児童・生徒を支援する学校の体制づくり	
	基本方針 2 ……	15
1	学園を単位とした教育支援	
2	コミュニティとともに歩む教育支援の推進	
	基本方針 3 ……	18
1	支援の引継ぎと連携の充実	
2	教育支援にかかわる総合教育相談機能の充実	
3	推進体制の整備	
	資料	23

I 三鷹市教育支援プラン 2022 の第 2 次改定に向けて

1 三鷹市教育支援プラン 2022 の施策の方向

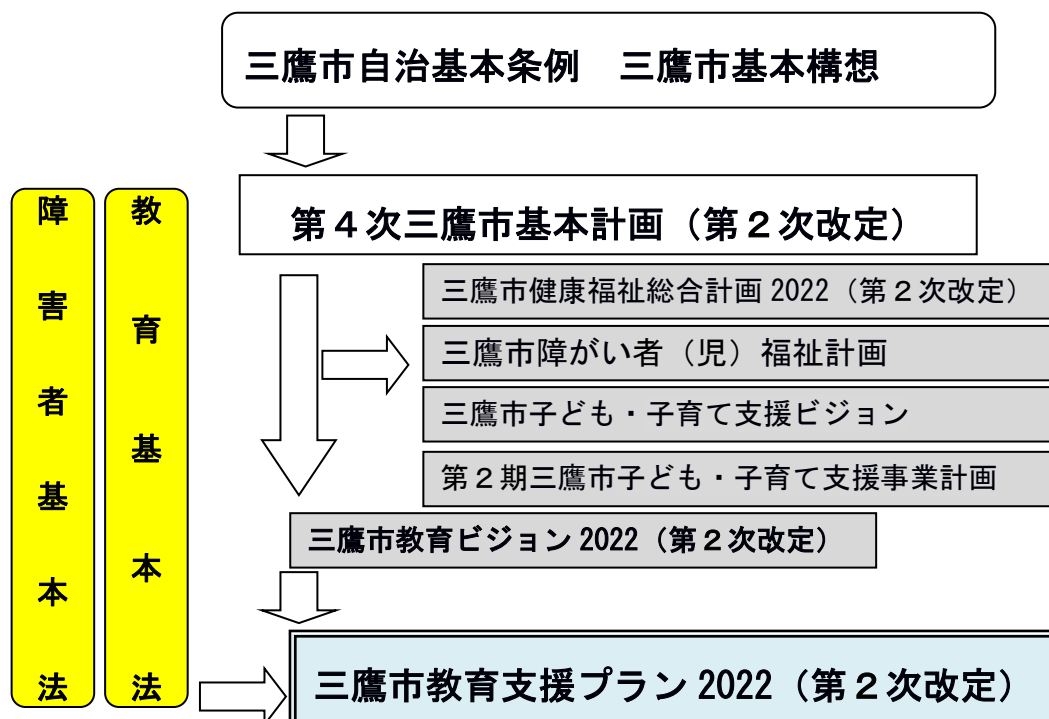
平成 26 年 1 月、わが国は、「障害者の権利に関する条約」を批准し、障がいのあ
る人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活するこ
とのできる共生社会の実現に向けた取り組みを強化していくことになりました。

三鷹市においては、特別支援教育の推進計画である、「三鷹市教育支援プラン」を
平成 19 年度に策定したときから、基本的な考え方として共生社会を生きる子ども達
の育成を視野に入れ、「障がいのある子どもない子ども学校・家庭・地域の力を得て次代
を担う人として心豊かに育っていくことを支援するためのプラン」という理念を掲げ
ています。

2 三鷹市教育支援プラン 2022 の位置付け

「三鷹市教育支援プラン 2022」は、「三鷹市教育ビジョン 2022」に基づくとともに
に、「三鷹市子ども・子育て支援ビジョン」「三鷹市健康福祉総合計画 2022」の改
定内容及び「三鷹市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り策定しました。

本プランは、三鷹市における特別支援教育推進計画でもありますが、三鷹市は、わ
が国で通常「特別支援教育」と言われる一人ひとりのニーズに応じた支援は、「特
別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え、「教育支援」という呼び方
をしています。



3 第2次改定の基本的な考え方

「三鷹市教育支援プラン」は、平成 22 年度末で計画期間が満了したことから、平成 24 年 3 月、第 4 次三鷹市基本計画の策定とあわせて見直しを行い、12 年間の三鷹市の教育の方向性を示す「三鷹市教育支援プラン 2022」を策定しました。

平成 27 年度、三鷹市教育支援プラン 2022 の前期が終了するに当たり、第 4 次三鷹市基本計画（第 1 次改定）との整合を図るとともに、前期における取り組みの成果と検証を踏まえた時点修正的な第 1 次改定を行いました。

このたび、令和元年度に、第 4 次三鷹市基本計画（第 2 次改定）との整合を図るとともに、取り組みの成果と検証を踏まえた時点修正的な第 2 次改定を行うこととします。

なお、具体的な施策の推進については、三鷹市教育委員会が年度毎に策定する「基本方針と事業計画」において、重点的に取り組む施策・事業を明確にし、計画的な推進を図ります。

4 三鷹市教育支援プラン 2022（第 1 次改定）の達成状況

(1) 通常の学級におけるユニバーサルデザイン（*注）の視点に基づく授業づくりについての意識向上

三鷹市教育支援プラン 2022（第 1 次改定）に基づき、各小・中学校では、教育支援コーディネーターを中心とした校内委員会の充実を図り、通常の学級におけるユニバーサルデザイン（*注）の視点に基づく授業づくりについて意識を向上させることにより、すべての教員が、誰にでもわかりやすい授業を目指しています。

また、通常の学級において支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する特性に応じた指導・支援、ならびにそれらを次の学年、学校や機関に引継ぐための個別指導計画、個別の教育支援計画の作成実績が着実に増加しました。個別指導計画については、平成 30 年度末時点で小学校で 6.4%の児童、中学校で 8.9%の生徒に対して作成され、支援が必要な児童・生徒の指導の目標や内容、配慮事項などについて、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を進めることができます。これらの校内委員会の運営工夫については、教育支援コーディネーター部会や研修会の中で、活発な情報共有が行われています。

また、就学前から小学校への引継ぎも年々、量・質ともに充実しており、次年度就学する幼児のほぼ 1 割の保護者が、幼稚園・保育園等からの支援の継続を望んで、就学支援シートを提出しています。

(2) 固定制教育支援学級の指導の充実

知的障がいの教育支援学級（固定制）については、平成 23 年度までに小・中一貫教育校全 7 学園のうち 5 学園で小・中一貫教育が実現しました。教育支援学級（固定制）に在籍する児童・生徒が通常の学級の児童・生徒と一緒に学ぶ「交流及

び共同学習」も充実してきています。

(3) 小学校における校内通級教室全校設置と中学校への準備

三鷹市では、小学校の情緒障害等通級指導学級を、計画的に校内通級教室（特別支援教室）に移行しました。平成 28 年 10 月には、「三鷹市校内通級教室実施方策」を、平成 29 年 3 月には、「三鷹市校内通級教室実施要領」を策定し、基本的な考え方や実施のあり方をまとめ、保護者や教職員に示してきました。令和元年度現在、市内 5 つの小学校拠点校からの巡回指導体制を確立して、的確な通級指導を実施しています。小学校では、児童に必要な指導と支援が進み、保護者、児童や教員の理解が深まったことにより、校内通級教室実施前の平成 28 年度以降 3 年間で児童数が倍増し、児童の行動のコントロールや対人関係面での成果が見られています。

平成 30 年度には、中学校における校内通級教室のあり方について検討を行い、平成 31 年 3 月に「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」として改定し、中学校における校内通級教室の開設に向けて準備を進めています。

(4) スクールソーシャルワーク機能を有する市スクールカウンセラー配置による小・中一貫した継続支援

総合教育相談室では、スクールソーシャルワーク機能の拡充と活用を図るため、教育相談員や市採用のスクールカウンセラーに研修を実施し、体制強化を推進してきました。教育相談員、就学相談員に加え、平成 30 年度からは中学校にスクールソーシャルワーク機能を有する市スクールカウンセラーを配置し、小・中一貫した継続支援を行う体制を整えました。

福祉・保健・医療等関係機関と連携し、ケースに応じたきめ細かな対応と連携を行うことにより、子どもを取り巻く具体的な生活環境の改善や、子ども及び保護者の健康や安全の向上が図られています。

5 計画期間

計画期間は、平成 23 年度から令和 4 年度までとします。なお、第 2 次改定計画の対象期間は、第 4 次三鷹市基本計画の第 2 次改定との整合を図り、令和元年度から令和 4 年度までとします。

(*注)

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や環境をデザインする考え方。例えば、「通常の学級におけるユニバーサルデザイン」とは、誰にでもわかりやすい授業と捉えることができる。

Ⅱ 教育支援を通して育成したい力

1 三鷹市教育ビジョンが目指す子ども像

三鷹市では、「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもを育成することを目指した教育を推進することが必要であると考え、「人間力」、「社会力」を次のように定義し、その具体的な姿を示す「目指す子ども像」を三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定）の目標として掲げ、取り組みを進めます。

- ・「人間力」
⇒ 基礎的な素養を身に付け、自立した一人の人間として考え判断し、豊かに力強く生きていくための総合的な力
- ・「社会力」
⇒ 社会とのかかわりを持ち、社会の一員としての役割を果たしつつ、適切な人間関係を結び、共に生きていく力

三鷹市教育委員会では、この「人間力」と「社会力」を身に付けさせるために、「主体的・対話的で深い学び」の視点を重視した学習を通して、児童・生徒が自ら考え、判断し、表現する力を育んでいきます。さらに、家庭環境などに左右されず、すべての子どもの学習権を保障するとともに、一人ひとりの能力や適性に応じて個別最適化された教育の実現をめざし、確かな学力を保障する質の高い教育を充実します。

目指す子ども像

- ・自分を愛し、他人を愛し、三鷹を愛する人
- ・確かな学力と健康でたくましい心身を備え、自ら学び続ける人
- ・規範意識を備え、社会の一員として自ら責任ある行動がとれる人
- ・自分の考えを持ち、他者と豊かなコミュニケーションがとれる人
- ・国際的な視野とチャレンジする心を持ち、積極的に社会や地域に貢献できる人

2 教育支援を通して育成したい力

「三鷹市教育支援プラン 2022（第2次改定）」では、「三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定）」が目指す子ども像の実現に向け、障がいのある子もない子ども学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援していきます。

このため、三鷹市教育委員会は、福祉・保健・医療等諸機関と連携し、0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等に一人ひとりのニーズに応える教育支援を通して、次に挙げる力を育成していきます。

そして、自分自身の向上を目指すだけでなく、一人ひとりが大切にされ、豊かな社会を構築していく人として、活躍できるよう、応援していきます。

三鷹市教育支援プラン 2022（第2次改定）が目指す子ども像

- 自分の学習方法や生活スタイルの特徴を知り、自分に合った学習方法で学ぶことができる力
- 社会生活を円滑に送るためのスキルや考え方及び行動や感情のコントロールの方法を工夫できる力
- 自立に向けて、社会参加ができる力
- 周囲の支援を受け入れることができる力

Ⅲ 基本方針

基本方針 1 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援を推進します
(子どもへの教育支援)

基本方針 2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かした教育支援を推進します
(学園・学校での教育支援の体制)

基本方針 3 連携して取り組む教育支援を推進します
(連携した教育支援)

対象年齢	0歳～6歳 (就学前)	6歳～15歳 (義務教育期間)	15歳～18歳	18歳～
担当機関	幼稚園・保育園等	コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校(学園)	高等学校等 就労支援機関等	上級学校等 就労支援機関等
基本方針	子ども家庭支援ネットワーク			
	一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援			
	コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かした教育支援			
	連携して取り組む教育支援			

図1 三鷹市教育支援プラン2022(第2次改定)の基本方針と対象年齢・担当機関

IV 三鷹市教育支援プラン 2022（第2次改定）の体系

基本方針

重点施策

<p>1 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援を推進します (子どもへの教育支援) 幼児・児童・生徒等について、一人ひとりの課題を見極め、それぞれのニーズに的確に応じた教育支援を行います</p>	<p>1 支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の充実 (1) 個別指導計画・個別の教育支援計画の充実 (2) 通常の学級で支援を必要とする児童・生徒に対する指導と支援の工夫 (3) 教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）における指導と支援の工夫</p> <p>2 一人ひとりの児童・生徒を支援する学校の体制づくり (1) 校長のリーダーシップによる教育支援の推進 (2) 教職員に対する研修体制の充実 (3) 教育支援コーディネーターの育成 (4) 教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）担当教員の養成 (5) 教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）と通常の学級の連携体制 (6) 不登校児童・生徒への対応</p>
<p>2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かした教育支援を推進します (学園・学校での教育支援の体制) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の全市展開の中で、すべての学園に教育支援学級（固定制または通級制）が設置されましたので、さらに小・中一貫教育の特長を活かした教育支援を推進します</p>	<p>1 学園を単位とした教育支援 (1) 義務教育9年間を通じた教育支援 (2) 教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）のセンター的機能を活かした整備 (3) 小・中一貫教育の内容の充実と方法の検討</p> <p>2 コミュニティとともに歩む教育支援の推進</p>
<p>3 連携して取り組む教育支援を推進します (連携した教育支援)</p>	<p>1 支援の引継ぎと連携の充実 (1) 誕生から自立までの切れ目のない支援 (2) 就学前の支援から就学相談への引継ぎ (3) 小・中学校から義務教育後の支援への引継ぎ</p>

<p>総合教育相談室の各種相談・支援事業と教員等の研修事業をさらに充実させ、保護者と幼稚園・保育園等及び学校と福祉・保健・医療等諸機関が連携した教育支援を推進します</p>	<p>2 教育支援にかかわる総合教育相談機能の充実</p> <p>(1) 相談事業の充実</p> <p>(2) 派遣事業の充実</p>
	<p>3 推進体制の整備</p> <p>(1) 教育支援推進委員会による検討</p> <p>(2) 各学校・学園における推進体制</p>

V 具体的な施策

基本方針1 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援を推進します (子どもへの教育支援)

幼児・児童・生徒等について、一人ひとりの課題を見極め、それぞれのニーズに的確に応じた教育支援を行います

1 支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の充実

(1) 個別指導計画・個別の教育支援計画の充実

ア 各学校においては、「個別指導計画・個別の教育支援計画のガイドライン」の活用が図られ、作成枚数が増加するだけでなく、学園内での小学校から中学校への引継ぎも行われています。

各小・中学校で児童・生徒の個別指導計画を立案する際には、的確な実態把握と特性の見極めのために、「学習や行動のチェックシート」が活用されています。今後は、通常の学級において、より客観的で確かな実態把握（アセスメント）が効率的に行えるシステムを構築します。

イ 各小・中学校で校長が複数の教育支援コーディネーターを指名することにより、教育支援コーディネーター同士の引継ぎが円滑になり、三鷹市教育委員会主催の研修等により、教育支援コーディネーターの意識も高まっています。これにより、各校における校内委員会や、専門家の派遣による巡回発達相談の利用等、教育支援を実践するシステムは、活性化してきました。今後は、個別指導計画・個別の教育支援計画の作成のために、すべての教員に児童・生徒の実態の把握や分析、及び児童・生徒の課題に応じた的確な計画立案が行える力を養います。

(2) 通常の学級で支援を必要とする児童・生徒に対する指導と支援の工夫

ア 学級全体の児童・生徒に対しては、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰にでもわかりやすく、やさしい授業を目指してきました。今後は、毎年度教員が入れ替わる市立小・中学校において継続的な取り組みとなるよう、通常の学級における基礎的環境整備として体制化していきます。

さらに、個別の指導と支援が必要な児童・生徒に対する合理的配慮に基づく特性に応じた学び方については、指導や支援の基礎・基本を、通常の学級を含めたすべての教員が身に付け、実践できるようにします。合理的配慮（*注）に基づく ICT 機

器の使用等についても、検討を進めます。

- イ 通常の学級で支援を必要とする児童・生徒に対する指導や支援の実践事例を蓄積し、個人情報に配慮しながらも多くの教員が互いに共有し、参考事例として活用できるようなシステムを構築します。新学習指導要領に掲載されている各教科における合理的配慮^(※注)の例を参考に、支援が必要な子どもの特性に応じた配慮ができるよう、通常の学級の教員の力量を高めていきます。

(※注)

合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条によれば、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整」であり、「特定の場合において必要とされるもの」であり、かつ、その「変更及び調整」を行う主体にとっての負担という観点から、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう、とされている。

(文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理 平成22年12月24日より)

(3) 教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）における指導と支援の工夫

ア 固定制の教育支援学級（知的障がい）

通常の学級の学習指導要領を基本とし、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校の学習指導要領を参考として実情に合った教育課程を編成することとなっています。今後は、多様化する入級児童・生徒にとってよりよい教育課程を編成することができるようさらなる工夫と検討を進めます。

イ 通級制の教育支援学級（難聴、言語障がい）

難聴学級においては、人工内耳等の開発によって、通級児童の聴覚活用の状況が大きく変化しています。

また、言語障がい学級も、構音や吃音等の課題だけでなく、読み書きが困難な学習障がいの症状のある児童が入級するようになってきています。これらの児童への指導のあり方について、さらなる工夫と検討を進めます。

ウ 校内通級教室（情緒障がい）

特別支援学校の自立活動という教育課程のもとに、個別指導・小集団指導を行います。これらの指導を通して、児童・生徒が冷静に自分自身を見つめ、振り返り、前に進むことができるよう、指導と支援のあり方を研究します。

エ 通常の学級

児童・生徒が、通常の学級、学年、学校、地域において、生き生きと前向きに活動できるような環境づくりに意識して取り組むとともに、インクルーシブ教育の考え方が浸透するよう、校内委員会のさらなる活用を含め、校内における共通理解を深めていきます。

2 一人ひとりの児童・生徒を支援する学校の体制づくり

(1) 校長のリーダーシップによる教育支援の推進

ア すべての学校で整備されている教育支援校内委員会を中心とする指導や支援のための学校体制の中で、専門家の指導を活用しながら、よりの確な児童・生徒の見極めができる校内委員会とするため、今後も各学校において、さらに的確な判断の方法を工夫し、充実を図ります。特に、校内通級教室の利用のためには、通常の学級における支援が必要な児童・生徒を的確に認識し、対応を行った上で、特別な教育課程の選択が必要となることから、教職員の理解促進及び校内の支援体制の強化を図ります。

イ 三鷹市教育委員会ではこれまでも、教育支援についての校長・副校長研修会を実施してきました。今後もさらに、校長・副校長が教育支援校内委員会の活動を効果的に指導し、総合教育相談室及び関係機関を有効に活用しながら児童・生徒の指導や支援を推進できるようにしていきます。

(2) 教職員に対する研修体制の充実

ア 若手教員に対する教育支援についての基礎・基本の研修を行うとともに、OJT を利用した授業研究の充実を行います。特に授業中や学校生活の中で、児童・生徒の課題を発見する視点や、保護者との情報共有の方法について、教職員が力をつけることができるよう、研修内容の充実を図ります。

イ 各校における教育支援の課題に応じるため、「校内推進研修会」の充実発展を図ります。

また、夏期教育支援関係研修会については、教職員の、教育支援に係る資格取得にもつながるような、力量の向上を目指します。

ウ 通常の学級における支援が必要な児童・生徒の、各教科における指導や支援の方法について、三鷹市小・中学校教育研究会や学園研修会の教科部会においても検討していきます。

エ 支援が必要な児童・生徒に気づき、校内委員会によるアセスメントを行い、保護者の理解を得ながら通級指導や校内通級教室に送り出すことのできる学級担任の育成が急務です。三鷹市の教職員全員が、各校において、ケースカンファレンスを行いながら実習できる研修システムを検討します。

(3) 教育支援コーディネーターの育成

- ア これまでの「教育支援プラン」の推進の中で、三鷹市では各校で複数の教育支援コーディネーターを指名し、その育成について、一定のプログラムを作り、独自の研修会を行いました。今後もこれらの研修を推進するとともに、各学園、学校におけるOJT研修を充実していきます。
- イ 教育支援コーディネーターは、各学校において、教育支援校内委員会を運営し、一人ひとりのニーズに応える教育支援を推進するための連絡調整の役割を担っています。教育支援コーディネーターは学校においては認知され、役割も浸透し的確に機能するようになりました。今後はさらに保護者等が身近に相談できるようになるために教育支援コーディネーターの存在やその役割などについての理解推進を図っていきます。
- ウ 各校の教育支援推進のためには、教育支援コーディネーターのマネジメント力がが必要です。OJTによる実習を通じた研修を行いながら、育成を図ります。

(4) 教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）担当教員の養成

- ア 教育支援学級を担当する教員は、通常の学級の教育課程を十分に理解した上で、児童・生徒の実態把握に基づくよりわかりやすい授業の工夫が求められます。児童・生徒の特性に基づく指導と支援を行うには特別支援教育免許状の取得が望まれますが、三鷹市の教員の取得の実態は、教育支援学級担当教員の20%程度であることから、教育支援学級を担当する教員に特別支援教育免許状取得のための研修受講を促進し、免許状取得率を向上させます。
- イ 児童・生徒が学習に集中できる教室づくりや、わかりやすい発問等、教科学習や自立活動における授業力の育成が、教育支援学級担当教員にとって重要な課題となっています。教育支援学級における授業の質的な向上を目指し、各教科や自立活動における視点の整理、及び授業改善のヒントとなるような具体例を集め、教育支援学級の経験の浅いまたは経験がない教員が、的確に知識や技術を身に付けられるように育成します。
- ウ 教育支援学級担当教員の資質向上については、東京都や三鷹市の研修に加えて、民間資格プログラム等も活用して、教員のキャリアアップに対するモチベーションに資するシステムを検討していきます。

(5) 教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）と通常の学級の連携体制

- ア 児童・生徒の実態把握や、よりわかりやすい授業の工夫について、教育支援学級教員と、通常の学級の教員が連携して取り組みます。
- イ 固定制の教育支援学級に在籍する児童・生徒については、各々の実態に応じて、通常の学級の児童・生徒との交流及び共同学習がさらに充実して行えるようにします。交流及び共同学習については、児童・生徒の実態を保護者と共有しながら実施するよう努めます。
- ウ 教育支援学級及び通常の学級で学ぶ、知的障がいのない、又は比較的軽度で、発達障がいの傾向のある児童・生徒に対する指導や支援の方法について、教育支援学級の教員と通常の学級の教員がともに検討し、指導や支援の力量を身に付けることのできるシステムの構築を検討します。

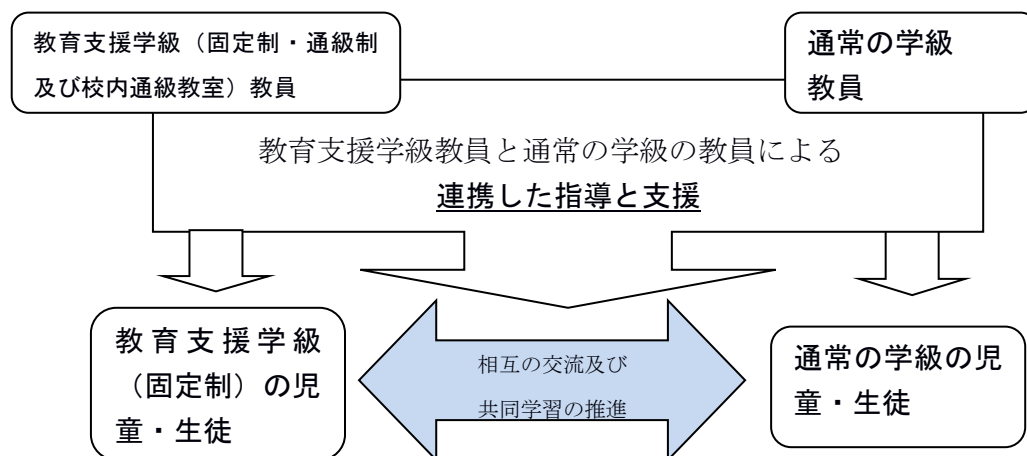


図2 各教員間の連携と教育支援学級（固定制）児童・生徒の「交流及び共同学習」概念図

(6) 不登校児童・生徒への対応

これまで、不登校の生徒については、昭和 62 年度に設置した第二中学校相談学級及び平成 19 年度に設置した第六中学校通級学級（情緒障がい等通級指導学級）において、また、小学校の場合は、各小学校と校内通級教室等が連携をしながら、指導と支援を行っていました。令和 2 年度から中学校にも校内通級教室を開設することを契機に適応支援教室 A - Room（*注）を設置し、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援します。

(※注)

適応支援教室 A - Room

国や東京都等一般的には「適応指導教室」と呼ばれているが、三鷹市においては、学校生活に
適応することを「指導」するのではなく、児童・生徒が感じている「困り感」に寄り添い、児
童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立や学校復帰に向かえるよう「支援」するこ
とを目指すことを主眼とし、「適応支援教室」と呼んでいる。A - Room のAには、3つの意味
があり、Assist 支援する、Adjust 適応する、Advance 前進する、ということで、社会的自立、
学校復帰に向けて、環境に適応し、前に進むことを支援する。

基本方針2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かした教育支援を推進します（学園・学校での教育支援の体制）

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の全市展開の中で、すべての学園に教育支援学級（固定制または通級制）が設置されましたので、さらに小・中一貫教育の特長を活かした教育支援を推進します

1 学園を単位とした教育支援

(1) 義務教育9年間を通じた教育支援

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育が10年を経過した中で、学園内の教育支援コーディネーターが連携し、9年間を見通した教育支援が行われるようになってきました。

特に、平成30年度から、スクールソーシャルワーク機能を有する市スクールカウンセラーを学園単位で小・中学校に配置したことは、学園内の連携を強化し、学校だけでは解決できない児童・生徒を取り巻く家庭等の課題に対する支援に役立っています。

また、義務教育前の幼稚園・保育園・こども園等からの支援の引継ぎや、義務教育修了後の各学校や機関への確実な引継ぎも盛んになっています。今後も的確で効率のよい引継ぎや連携を充実させていきます。

(2) 教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室）のセンター的機能を活かした整備

三鷹市では、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の取り組みの中で、すべての学園に教育支援学級（固定制・通級制及び校内通級教室の拠点校）が設置されている特長を活かしながら、令和元年度現在、発達障がい等の児童・生徒の中で、通常の学級の教育課程以外に一部特別な指導と支援が必要な児童・生徒のために、市内5つの小学校拠点校からの巡回指導体制を確立して、的確な通級指導を実施しています。

令和2年度からは、中学校においても全校で、巡回指導を実施します。

これらは、「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」及び「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施要領」に基づいて整備・配置、運営を行っています。

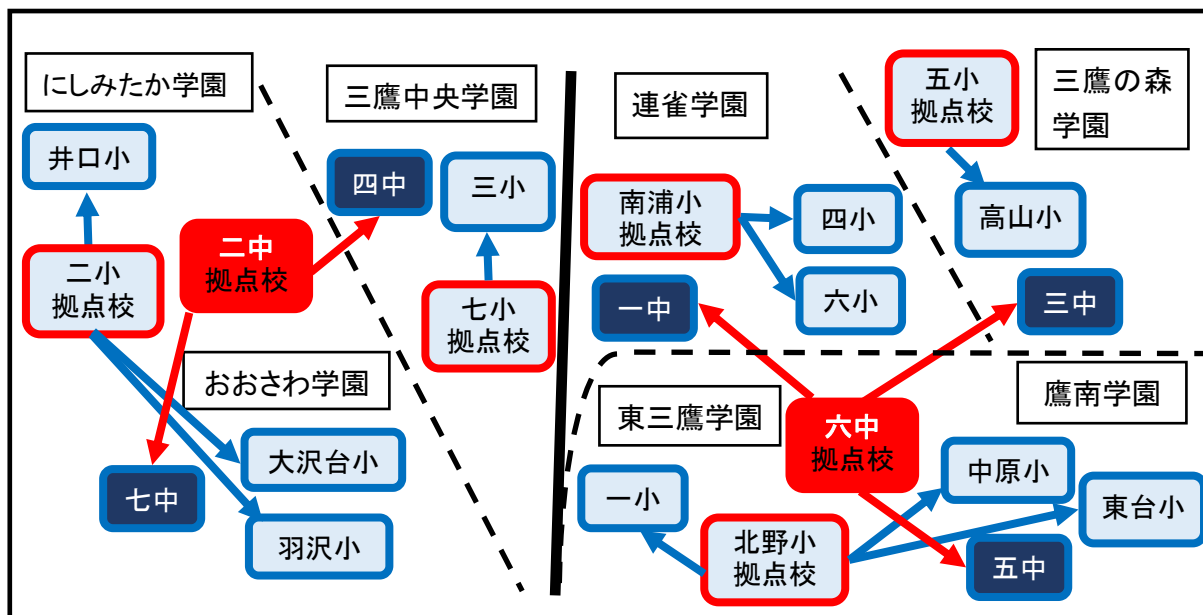


図3 小・中学校における校内通級教室の巡回指導体制

(3) 小・中一貫教育の内容の充実と方法の検討

現在、個別の課題のある児童について、通常の学級、教育支援学級ともに、小学校6年生から中学校1年への引継ぎを中心とする小・中一貫教育の中の連携が行われています。特に、小学校6年生の児童に対しては、中学校への指導と支援を引継ぐために、各学園内で、また、通常の学級から教育支援学級及び校内通級教室へ又はその逆の場合も、丁寧な対応が行われています。

三鷹市では、インクルーシブ教育の観点から、誰もが大切にされる学校教育を目指して、軽度の肢体不自由児童・生徒の合理的配慮を通常の学級や、通常の学級に併設する教育支援学級の中で行っています。そして、児童・生徒の障がいの状況変化や、それに伴う適応状況変化を保護者と学校が常に検討し合い、児童・生徒の将来的な自立を見通した指導と支援のあり方を常に検討していきます。

2 コミュニティとともに歩む教育支援の推進

地域の人々に対して、発達に課題がある子どもへの接し方や教育支援についての理解啓発が促進するよう取り組んだ結果、「障がいのある子もない子も学校・家庭・地

域の力を得て次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援していく」という、三鷹市教育支援プラン 2022 の理念が広がりつつあります。

引き続き、地域の理解促進を図ることを通して、発達障がいだけでなく、他の障がいや障がいがなくとも支援が必要な幼児・児童・生徒への対応について、地域の理解をさらに浸透させていきます。

各学園では、三鷹市立小・中学校だけでなく、都立特別支援学校等へ通っている子どもも、積極的に地域行事に参加するようになってきました。これは、三鷹市に在住しながら、三鷹市外の東京都立特別支援学校等に通っている児童・生徒等に対する副籍事業^(※注)が充実した結果でもあります。

特に、都立特別支援学校へ就学する以前に市外の都立施設に入・通所していた幼児は、地域とのかかわりを深めにくい傾向がありましたが、これらの幼児・児童の地域との連携について、子ども発達支援センターと協力しながら取り組み、成果を挙げています。

副籍事業等を通じて、三鷹市立小・中学校の児童・生徒が居住する地域に、市外の都立特別支援学校に通っている友だちがいることを知ることは、防災対策や実際の被災時対応においても、自分たちとともに守るべき守られるべき存在を意識することにつながり、大変重要なことです。

(※注)

副籍事業

「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」（東京都教育委員会副籍ガイドブック 平成 26 年 3 月より）である副籍制度を活用した交流事業

基本方針3 連携して取り組む教育支援を推進します

(連携した教育支援)

総合教育相談室の各種相談・支援事業と教員等の研修事業をさらに充実させ、保護者と幼稚園・保育園等及び学校と福祉・保健・医療等諸機関が連携した教育支援を推進します

1 支援の引継ぎと連携の充実

(1) 誕生から自立までの切れ目のない支援

就学前から義務教育段階への引継ぎについては、就学支援シートの取り組みが定着してきたと言えます。幼稚園・保育園等と子ども発達支援センターの協力のもと、保護者が意識をして、就学前の支援内容を小学校に知らせることができるようになりました。

今後は、幼稚園、保育園等から学校への引継ぎが切れ目なく行われるだけでなく、学童保育所や児童館事業等の地域での支援や見守りにも活用できるよう、関係部局とともに検討を進め、新しい体制を構築していきます。

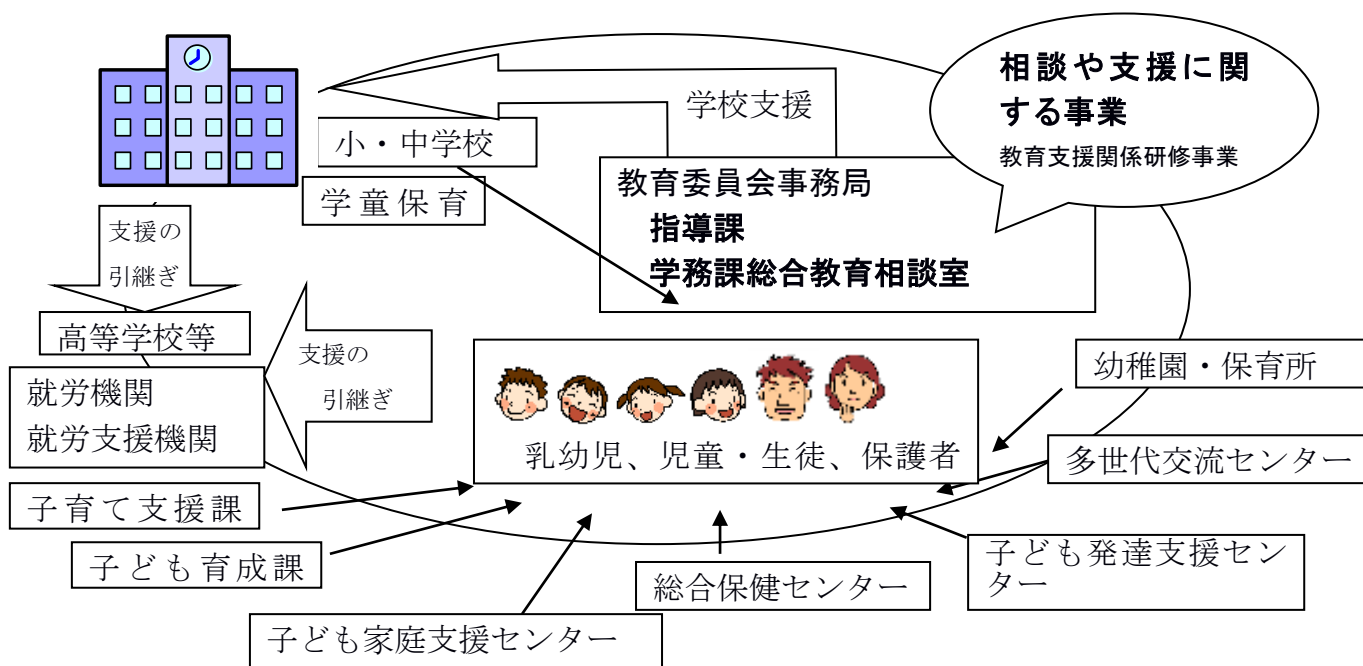


図4 子ども家庭支援ネットワークを利用した発達支援の地域連携

(2) 就学前の支援から就学相談への引継ぎ

子ども発達支援センターとの連携により、就学前の幼児の保護者が、年中児の段階から総合教育相談室で行う就学相談の説明会に参加し、不安を軽減して就学相談を申し込むようになっていきます。また、現在でも、子ども発達支援センターで支援を行ってきた幼児について、保護者の了解のもとに、小学校へ引き継ぐことが行われています。

支援が必要な幼児の就学にあたっては、保護者と小学校が早期に面談を開始し、準備に取り掛かることができるようにします。また、子ども家庭支援ネットワークの中で、必要な情報の共有ができるようにしていきます。

しかし、支援の引継ぎが、子どもの発達にとって望ましいということが、すべての市民に理解されているわけではありません。そこで、支援を行うことによって、幼児・児童・生徒がよりよく成長できることや、子どもの特性をオープンにしながら周囲に理解を求めて生活をしていくことの大切さ等について、三鷹市民全体が理解し、寛容で豊かな子育てを応援できるような意識を醸成していくことが大切です。

これらの意識のもとに、支援が必要な子ども本人及び保護者が、最も児童・生徒の人間力・社会力を伸ばす環境を選択できるよう、就学前の支援から就学相談への引継ぎを行っていきます。

(3) 小・中学校から義務教育後の支援への引継ぎ

義務教育を修了した生徒に対して三鷹市立小・中学校で行った指導と支援について、高等学校や都立特別支援学校高等部等に引き継げるよう、生徒自身及び保護者の希望がある場合には、当該の学校等へ個別指導計画や個別の教育支援計画の引継ぎが行われています。今後も、義務教育修了後の地域における生活や就労の安定のために、次世代育成支援や障がい者自立支援等を担当する子ども政策部や健康福祉部の各課等と連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援が継続できるよう、取り組みの充実を図ります。

このことについて、乳幼児期からの切れ目のない支援の一環として、三鷹市として一人ひとりの子どもの誕生から自立までという観点で、支援を引き継いでいけるようなシステムを構築します。

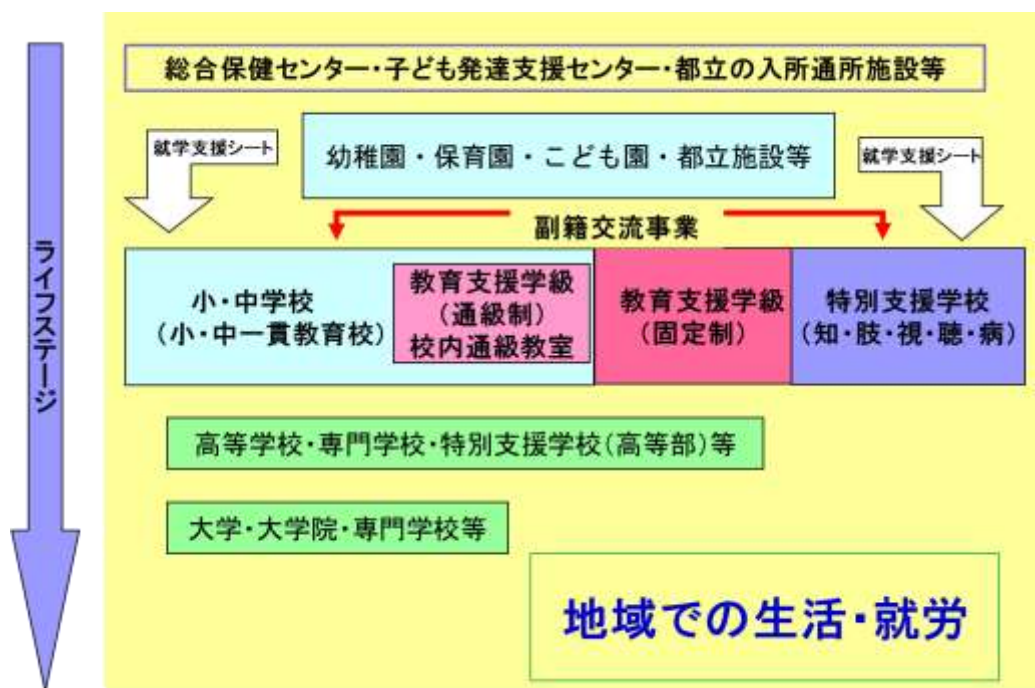


図5 地域での自立を目指したライフステージに応じた支援

2. 教育支援にかかわる総合教育相談機能の充実

(1) 相談事業の充実

- ア 来所相談のニーズのある幼児・児童・生徒等や保護者に対するカウンセリング及び諸検査等のアセスメントを充実するとともに、幼児・児童・生徒等にかかわる関連機関の職員が支援を必要と判断したケースについても、スクールソーシャルワーク機能を有する教育相談員を中心に、相談・支援事業の充実を図ります。
- イ 就学相談については、より専門的な立場からの子どもの見立てや教育支援の内容の説明等が行えるように、就学相談員を配置しています。スクールソーシャルワーク機能を有する就学相談員を配置することにより、子どものニーズを保護者とともに考え、家庭支援の視点を含めた就学相談の充実に努めます。
- ウ 全学校に配布している「就学相談・転学相談及び教育支援学級（通級制）入・退級の手引き」をもとに就学支援委員会及び特別委員会である通級支援委員会において、参加の委員による客観的な実態把握及び審議が行われています。今後も、審議の基準をさらに明確化し、わかりやすく充実したものにしていきます。

(2) 派遣事業の充実

- ア 三鷹市では、児童・生徒及び保護者の相談ニーズに寄り添うカウンセリングを行う心理職が、福祉的なニーズ等にも支援を行うケースワーク機能を学ぶことにより、スクールソーシャルワーク機能も担えるよう、養成しています。このスクールソーシャルワーク機能を有するスクールカウンセラーや教育相談員は、保護者の養育困難のために、安定した家庭生活を送ることが難しい家庭や、不登校の状態が継続している児童・生徒への対応に加えて、子どもの貧困対策も含めた家庭支援を行っています。本事業を順次拡大してきた結果、各機関が連携して取り組むケースワークが拡大しました。
- イ 三鷹市では、小・中学校に配置している市のスクールカウンセラーに研修を行い、スクールソーシャルワーク機能を拡充してきました。今後も継続して人財の確保と育成を行います。
- ウ 平成8年度から行ってきた巡回発達相談事業は、すべての小・中学校に拡大し、成果を挙げてきました。特に、各小・中学校における校内通級教室の実施にあたっては、校内委員会における児童・生徒の課題の発見と通級指導の必要性を検討する際に、巡回発達相談の助言が効果的に活用されています。

3 推進体制の整備

(1) 教育支援推進委員会による検討

保護者・学識経験者、学校管理職、教職員による教育支援プラン推進の検証を行う教育支援推進委員会は、これまでも三鷹市における教育支援の推進において重要な役割を担い、検討を進めてきました。今後も市民、学校、行政がともに検討・検証を行う本委員会により、「三鷹市教育支援プラン 2022（第2次改定）」の円滑な推進や評価・検証を行っていきます。

(2) 各学校・学園における推進体制

各学校においては教育支援コーディネーターを中心に教育支援校内委員会でP D C Aサイクルによる教育支援プランの評価を行うことが定着し、年度末の教育支援コーディネーターによる評価にもその結果が表れています。今後も、これらの評価を継続しながら、三鷹市の教育支援の推進状況を評価・検証していきます。

また、学校単位だけでなく、学園単位の教育支援の推進も検討していきます。特に

校内委員会の活動が、保護者や地域の人々に明確に伝わるよう、工夫していきます。

資料 1

三鷹市の教育支援のシステム

(1) 乳幼児・児童・生徒の障がいの発見から学校教育への連携

三鷹市では、教育、健康福祉、子ども政策の各部局の連携の中で、三鷹市で誕生した乳幼児について、乳幼児期から学校教育期へ、さらには自立を目指した青壮年期の支援への継続を行います。

ア 乳幼児期の発達課題への気づきと支援

総合保健センターでは、各健康診査や相談事業をとおして、一人ひとりのお子さんの成長発達や養育環境について確認し、発達の遅れや育てにくさのあるお子さんへの気づきとその家族への支援を、子ども発達支援センターと協働で行っています。

東京都と連携して、通所または入所の施設における療育をご案内する場合があります。

イ 就学前の支援

子ども発達支援センターでは、保護者の相談に応じて、子どもの発達のアセスメントを行い、子育ての助言を行います。また、地域の幼稚園、保育園等、子育て支援機関と連携し、子どもの豊かな育ちのための保育環境や活動への助言を行っています。さらに専門的な支援が必要なお子さんには、くるみ幼稚園における療育を行います。

ウ 就学前の支援から就学相談へ

三鷹市では、安心して保護者が就学相談を受けることができるよう子ども発達支援センターと教育委員会の共催で、幼稚園、保育園等の年中段階の時期に保護者に向けた就学相談の説明会を行っています。その段階から、子ども発達支援センターと連携し、就学相談をスタートさせています。また、必要な場合は、引き続き、教育委員会が中心となり、就学1年後まで相談を継続しており、長い時間をかけて、将来の自立を見通した幅の広い就学相談を行っています。

エ 幼稚園・保育園等から学校へ

幼稚園・保育園等では、教育委員会と連携しながら、小学校への就学に向けた「就学支援シート」を、幼児の特性に応じた個別的な指導を希望する保護者と共同で作成します。各小学校では、就学支援シートを個別指導計画に転記し、入学式の前から特性に応じた指導と支援の準備をした上で、就学してくる幼児を迎えます。

(2) 通常の学級における教育支援

ア 担任等による配慮指導

学校における教育支援の大半は、通常の学級における担任等による配慮指導です。三鷹市では教育支援コーディネーターを中心に、校内の教員たちが発達障がい等の児童・生徒に対する配慮指導のあり方を学び、具体的に実践しています。学級全体の児童・生徒に対しては、ユニバーサルデザイン*の考え方による、誰にでもわかりやすく、やさしい授業を目指すとともに、個別の指導と支援が必要な児童・生徒への合理的配慮*に基づき、特性に応じた学び方を保障していきます。

*ユニバーサルデザイン：P. 3 参照

*合理的配慮：P. 10 参照

イ 教育支援学級（通級制及び校内通級教室）の指導

担任等による学級内の配慮指導に加えて、担任以外の指導者による児童・生徒の合理的配慮に基づく特性に応じた学び方が必要な児童・生徒もいます。

これらの中には、普段は通常の学級で学習・生活を行いながら、教育支援学級（通級制及び校内通級教室）に通う児童・生徒もいます。三鷹市では、小学校には難聴学級、言語障がい学級、校内通級教室を設置しています。中学校には情緒障がい等通級指導学級を設置していましたが、令和2年度から校内通級教室となります。

児童・生徒は、通常の学級に学籍を置いてほとんどの時間を通常の学級で学習・生活し、週1～2日、決まった曜日の決まった時間に教育支援学級（通級制及び校内通級教室）に通級します。

(3) 教育支援学級（固定制）における教育支援

三鷹市では小・中一貫教育校全7学園のうち5学園に知的障がいの固定制教育支援学級における小・中一貫教育が実現しました。

知的障がい教育支援学級では、通常の学級の教育課程に基づきながら、特別支援学校の教育課程を参考にして教育課程を作成し、さらに一人ひとりの個別の教育支援計画や個別指導計画に基づいて、指導と支援を行っています。

教育支援学級では、児童・生徒の特性に合わせて適切な教育を行うため、中学校卒業後も学習を継続し、自立に向けて心身を鍛えて、就労を継続する卒業生を大勢送り出しています。

(4) 不登校児童・生徒への対応

これまで通級指導学級が担ってきた不登校対応について、令和2年度の全市立中学校への校内通級教室開設を契機に適応支援教室A - Room を設置し、児童・生徒が自

らの進路を主体的に捉えて、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援します。

(5) 総合教育相談室

学務課総合教育相談室では、指導課と連携して、小・中学校の教育支援を推進しており、教員等の研修を行う他、次のような相談事業、派遣事業を行っています。

ア 相談事業

(ア) 教育相談

「学校へ行きたがらない」「落ち着きがない」「友だちとのトラブルが多い」「勉強についていけない」など、幼児・児童・生徒についての相談を行っています。臨床心理士等の相談員が、保護者からの申込みを受付けています。幼児・児童・生徒への理解をより深めるための知能検査を提案し、保護者の了解のうえ、学校や他の機関と連携などを図っています。

(イ) 就学相談

教育支援を必要としている幼児・児童・生徒一人ひとりの発達や障がいの状態に応じて、通常の学級－教育支援学級（固定制）－都立特別支援学校など、最も適切な就学、転学先についての相談を進めています。子どものニーズに対応しながら、就学・転学の相談を進めますが、保護者の同意を得て、相談員が在籍校での行動観察の実施や、在籍校から実態把握の所見等の情報及び関係機関からの検査結果等の情報収集を行います。

また、就学支援委員会を主催して専門家を交えて審議し、より適切な教育の場を検討しています。

(ウ) こころとからだの発達相談

小児科及び精神科の医師が、月に各1日（2時間）ずつ、幼児・児童・生徒の身体・発達（発達の遅れ、ことばの遅れ、夜尿、チックなど）や精神（思春期のこころの問題、不安が強いなど）の相談に応じています。

イ 派遣事業

(ア) スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の抱える課題に関して、環境調整を行うことで課題の改善を図っています。主に校長の要請によって、家庭と学校とのつなぎ役として、福祉や保健、医療などの関係機関と連絡・調整をしながら、家庭への支援を行っています。学校配置の場合は、スクールカウンセラーがスクールソーシャルワーク機能を担っています。

(イ) スクールカウンセラー

臨床心理士等の相談の専門家を、三鷹市で採用し、各学園の小・中学校で小・中一貫した相談・支援ができるように配置しています。都のスクールカウンセラーと連携する他、研修を通じてスクールソーシャルワーカーとしての活動ができるよう、育成を行っています。

(ウ) 巡回発達相談

心理及び教育支援の専門家が各小・中学校を巡回し、学校の教職員に対して、児童・生徒の学習や生活面に関する課題や指導方法について、助言を行っています。校内通級教室の指導開始・終了について、校内委員会としての判断を行う際の助言役も担っています。

ウ ネットワークによる支援

三鷹市では、これまでも、子ども家庭支援ネットワークを活用して、ネットワーク構成員の連携による幼児・児童・生徒の発達支援を行ってきました。教育、健康福祉、子ども政策の各部局による顔の見える連携の中で、一人ひとりの幼児・児童・生徒の個別のニーズに応じた支援を縦横に連携しています。今後も、三鷹市では、これらのネットワークによって、子どもを取り巻く環境へのアプローチも行いながら、子どもの自立に向けた発達を支援していきます。

資料 2

学級・教室	学園名	学校名	学級・教室名/(校内通級教室巡回校)
教育支援学級 (固定制 知的障がい)	連雀学園	第六小学校	ふじみ学級
		第一中学校	I 組
	三鷹の森学園	高山小学校	わか竹学級
		第三中学校	E 組
	三鷹中央学園	第七小学校	さくら学級
		第四中学校	E 組
	鷹南学園	東台小学校	くすの木学級
		第五中学校	E 組
	おおさわ学園	大沢台小学校	わかば学級
		第七中学校	E 組
教育支援学級 (通級制 難 聴・言語障がい)	連雀学園	南浦小学校	きこえの教室 ことばの教室
教育支援学級 (校内通級教 室 情緒障がい)	にしみたか学園	第二小学校	さくら木教室 (井口小・大沢台小・羽沢小)
	三鷹の森学園	第五小学校	つばさ教室 (高山小)
	三鷹中央学園	第七小学校	ポプラ教室 (三小)
	連雀学園	南浦小学校	むつみ教室 (四小、六小)
	東三鷹学園	北野小学校	けやき教室 (一小、中原小、東台小)
	にしみたか学園	第二中学校	相談教室
	東三鷹学園	第六中学校	通級教室

※令和元年度現在

資料 3

国の障がい関連法及び施策

○平成 18 年 教育基本法改正

「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」（第 4 条第 2 項）」

○平成 19 年 学校教育法改正

「特殊教育」から「特別支援教育」への発展的な転換

○平成 23 年 8 月の障害者基本法の一部改正

- ・障がいのある子どもの教育について国及び地方公共団体の責務
- ・可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮
- ・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

○平成 24 年 7 月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」

○平成 25 年 9 月 障がいのある児童・生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正

- ① 就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みの改正
- ② 障害の状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備
- ③ 視覚障害者等である児童生徒の区域外就学に関する規定の整備
- ④ 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

○平成 26 年 1 月 障害者権利条約批准

○平成 26 年 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

○平成 28 年 4 月 1 日 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

○平成 29 年 学習指導要領改訂告示

- ・通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒について、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画を全員作成することが適当

○平成 29 年 発達障害を含む障がいのある幼児児童生徒に対する教育支援体制ガイドライン

試案（平成 16 年）からの変更点

<対象>発達障害 → 特別の支援を必要とするすべての児童等

<学校> 幼稚園、小・中学校、高等学校 引継ぎの重要性

<教職員> 養護教諭の役割、通常の学級の担任・教科担任、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当者、特別支援学級担任等

○平成 30 年 学校教育法施行規則の一部改正

- ・校長は、特別支援学校、特別支援学級、140 条の規定により特別の指導（通級による指導）が行われている児童又は生徒について、個別の教育支援計画を作成しなければならない。作成に当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。